

私的年金を活用した「自分年金作り」

金融調査部 研究員
佐川 あぐり

本シリーズでは、主に公的年金を中心に、解説をしてきました。しかし、少子高齢化が深刻な問題となっている現状では、公的年金に上乗せ給付される私的年金の重要性が高まっているといえます。そこで、最終回では、日本の私的年金について、概要をご紹介します。

■日本では、少子高齢化が深刻な問題となっている

2013年6月に厚生労働省から発表された人口動態に関する統計によれば、2012年の1年間で生まれた子どもの数は104万人¹を割り込み、過去最低を更新しました。日本の総人口は年々減少を続けており、2048年には1億人を割り込むと、推計されています²。また、人口高齢化も進んでおり、総人口に占める65歳以上の割合は、2011年10月1日時点で23.3%（およそ4人に1人の割合）と公表されています³。日本の少子高齢化は、大変深刻な状況といえます。

日本の公的年金制度は、現役世代が高齢者を支える賦課方式の仕組みで成り立っています。少子高齢化の進行により、現役世代の負担はますます増えてしまうため、多くの国民は、本当に年金をもらえるのか、公的年金制度は現状のまま大丈夫なのか、など、将来に不安を感じています。

■世界各国で、年金制度改革が進められている

少子高齢化の進行は、日本だけが抱える悩みではありません。今や、世界各国に共通した深刻な問題となっています。日本と同様に、公的年金を賦課方式で運営する国も多く、ここ数年の間に、大々的な年金制度改革が進められてきました。

1) 厚生労働省「平成24年人口動態統計月報年計（概数）の概況」を参照

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai12/dl/h3.pdf>

2) 内閣府「平成24年版 高齢社会白書（全体版）」第1章 第1節 1（2）を参照

http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2012/zenbun/s1_1_1_02.html

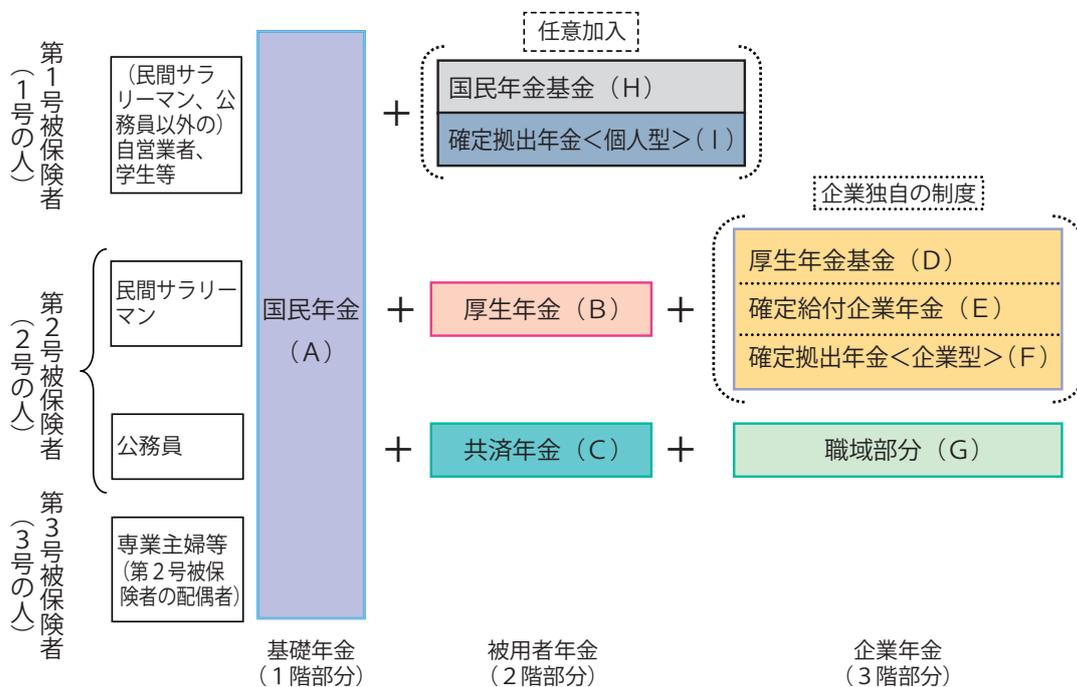
3) 内閣府「平成24年版 高齢社会白書（全体版）」第1章 第1節 1（1）を参照

http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2012/zenbun/s1_1_1_01.html

具体的な改革の一つは、年金支給開始年齢の引き上げです。日本では、老齢厚生年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられており、昭和36年4月2日生まれ以降の男性と、昭和41年4月2日生まれ以降の女性については、原則として65歳からの支給となる予定です（[第4回参照](#)）。しかし、世界に目を向けると、すでに支給開始年齢を67歳以上まで引き上げている国や、今後の引き上げを予定している国もあります。日本は2005年以降、総人口に占める65歳以上の割合が世界で最も高い水準となっています⁴。すでに、有識者による会議などでは、支給開始年齢の引き上げが議論されているようです。今後67歳、68歳と引き上げられる可能性が十分にあるといえます。

そして、同時に進められているのが、私的年金制度の整備です。私的年金とは明確な定義はなく、公的年金を補完する役割を担うものとして、法的な税制優遇措置を伴うものからそうでないものまで、幅広くそう呼ばれています。日本では、一般的に、「国民年金」、「厚生年金」、「共済年金」以外の制度を総称して呼ぶことが多いようです。図表で確認すると、1号の人が加入できる「国民年金基金」、「確定拠出年金<個人型>」、2号の人が加入できる、「企業年金制度（企業独自の制度）」、そして、保険商品などの個人年金や財形年金などが、該当します。

図表 加入者分類別にみる年金制度



(注) これら制度以外に、自助努力による個人年金や財形年金などもある。

(出所) 日本年金機構ウェブサイトを参考に大和総研作成

4) 内閣府「平成24年版 高齢社会白書（全体版）」第1章 第1節 5(2)を参照
http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2012/zenbun/s1_1_5_02.html

世界では、公的年金による給付額を減額している国もあり、所得に対する年金給付額の水準の低下が懸念されています。そこで、私的年金制度を充実させて、公的、私的を合わせた年金制度全体で、年金給付額の水準の改善を図ろうという取り組みがなされています。日本においても、公的年金の上乗せ部分として、私的年金への関心は高まっているといえます。

■ 1号の人を対象とした、私的年金制度について

日本における、私的年金の具体的な制度について、簡単に確認していきましょう。1号の人を対象として、基礎年金の上乗せ給付を行うことを目的としたのが、「国民年金基金（H）」⁵と「確定拠出年金〈個人型〉（I）」⁶です。どちらの制度も、国民年金連合会が実施しており、任意加入となります。

「国民年金基金（H）」には、全国47都道府県で設立された「地域型」と、25の職種別に設立された「職能型」⁷との二つの形態があります。それぞれの基金の行う事業内容は同じで、加入する場合には「職能型」と「地域型」のいずれか一つを選択することになります。掛金は、加入時年齢、性別、選択した給付の型と加入回数に応じて決まります。掛金の上限は月々6万8,000円で（ただし、「確定拠出年金〈個人型〉（I）」にも加入している場合は、その掛金と合わせて6万8,000円以内となります）、全額が所得控除の対象となります。

※「確定拠出年金〈個人型〉（I）」の詳細については、後述します。

■ 2号の人を対象とした、私的年金制度について

2号の人を対象とした企業年金制度は、「厚生年金基金（D）」、「確定給付企業年金（E）」、「確定拠出年金〈企業型〉（F）」の、主に3つとなります。企業が独自に保有しており、1つの制度のみを用意していたり、複数の制度を併用したりと、企業によって制度のタイプは様々です。「厚生年金基金（D）」、「確定給付企業年金（E）」は確定給付型、「確定拠出年金〈企業型〉（F）」は確定拠出型の制度といわれます。

「厚生年金基金（D）」は、昭和40（1965）年のスタート以来、高度経済成長期に拡大した企業年金制度の一つでした。しかし、バブル崩壊を機に経済情勢の悪化や、制度そのものに内在する構造的な問題が表面化する中で、2012年に明らかとなったAIJ投資顧問による企業年金消失事件では、大きな損失を被った年金基金が続出しました。このことをきっかけに、制度の存続についての議論が進み、将来的に、制度は廃止となる予定になっています。

5) 1号の人で、国民年金の保険料を免除されている場合（全額免除、一部免除）、また猶予されている場合（学生納付特例、若年者納付猶予）は、加入できない。

6) 2号の人で、勤務先にその他の企業年金制度が用意されていない場合は加入できるため、一部、2号の人も対象となる。

7) 「職能型」は、職種単位で全国に1つ設立されており、同業者による「職能型」基金が設立されていない職種の人は、「職能型」に加入することはできないため、「地域型」に加入することになる。

「確定給付企業年金（E）」は、平成 13（2001）年にスタートした制度です。加入者数、資産残高ともに最も規模が大きく、企業年金制度を代表する制度となっています。しかし、確定給付型の制度については、企業側に与える経営負担が大きいことを問題視する企業も多く、一部を「確定拠出年金＜企業型＞（F）」へ移行する動きも出ています。

「確定拠出年金＜企業型＞（F）」と「確定拠出年金＜個人型＞（I）」も、平成 13（2001）年にスタートした制度です。米国の 401（k）プランをベースにしていることから、日本版 401（k）とも呼ばれています。2号の人を対象とした「企業型」と、主に 1号の人⁸を対象とした「個人型」があります。年金資産の運用については、加入者自身が主体となって運用指図を行います。運用の結果によって将来の年金給付額が変動し、その運用リスクは加入者が負います。

■その他、個人年金や財形年金について

個人年金は、金融機関等が様々な商品を用意しており、主に「保険型」と「貯蓄型」に分類されます。加入者分類によらず加入できるため、自分にあった商品が選択できて、公的年金や私的年金にさらに上乗せして給付を受けることができます。例えば、1号の人は「国民年金基金（H）」や「確定拠出年金＜個人型＞（I）」の上乗せ給付として、また、3号の人にとっては、国民年金以外に加入できる制度はないため、基礎年金の上乗せ給付として個人年金に加入する、という選択が可能です。

また、勤労者財産形成促進制度（財形制度）の1つである財形年金については、一定額まで利子等が非課税となります。2号の人で、勤務先で財形制度を取り扱っている場合には、貯蓄制度として有効に活用できるのではないのでしょうか。

■自助努力による年金作りが重要に

現在の高齢者世帯では、老後の生活資金の大半を公的年金に頼っているのが現状といえますが、今後は少子高齢化の進行もあり、年金給付が抑制される可能性が高まっています。現在の現役世代は公的年金だけで老後の生活をまかなえないだろう、というのが、私たち国民に共通した認識でしょう。将来に備えて早めの資産形成を考えることの重要性について、多くの国民が理解していくことが必要です。私的年金を活用した「自分年金作り」について、若い頃から積極的に関心をもち、みんなで考える時代が来ているのではないのでしょうか。

以上

8) 脚注 6 を参照。